

宇部市事業資金融資 Q&A

I 共通事項

Q 1－1 申請の仕方はどうすればよいか？

A 1－1 随時、信用保証協会に書類一式を提出していただき、信用保証協会で承認された場合に融資が実行できます。

「市税及び国民健康保険料」の「滞納のないことの証明書」について

Q 1－2－1 「市税及び国民健康保険料」の「滞納がないことの証明書」は、居住自治体の証明書ですか？

A 1－2－1 宇部市税及び宇部市の国民健康保険料に滞納がないことの証明が必要です。法人の代表者が市外に在住している場合や転入等に合わせて申込される場合でも、宇部市の証明が必要になります。

Q 1－2－2 「滞納がないことの証明書」は、いつ発行されたものでなければなりませんか？

A 1－2－2 申請日前1ヶ月以内に証明されたものが必要です。

Q 1－2－3 申請日とは、いつのことですか。

A 1－2－3 信用保証協会に書類一式を提出し、信用保証協会が受理した日です。

Q 1－2－4 「滞納がないことの証明書」は、どこで取得できますか？

A 1－2－4 <宇部市税>

市役所本庁舎本庁舎棟2階市民税課、各市民センター

※代理人申請の場合、委任状が必要です。

※申請書は窓口にあります。

<宇部市の国民健康保険料>

市役所本庁舎本庁舎棟1階保険年金課（9番窓口）

※市民センター等では取得できません。

※代理人申請の場合、委任状が必要です。

※申請書は窓口にあります。

Q 1－2－5 「滞納のないことの証明書」は、原本の提出が必要ですか？

A 1－2－5 原則として原本を信用保証協会に提出してください。やむを得ず写しを提出する場合は、写しに原本と相違ないことを記載し、押印または署名をしてください。

Q 1－3 資金の併用は可能か？

A 1－3 普通資金、開業資金、中小企業経営近代化資金及び中心市街地進出資金は併用可能です。

Q 1－4 市外に設備投資する場合も市制度融資を理由できるか？

A 1－4 原則として、設備投資の対象は市内投資に限ります。

Q 1－5 従業員数の基準は何か。

A 1－5 常時使用する従業員（本店、支店、工場、営業所等の従業員数の合計）は、事業主や法人と雇用関係にあるもののうち、雇用保険に加入しているものや営業日数の概ね半数以上従事しているものをいいます。

事業主や事業主と生計を一にする3親等内の親族、法人の役員は含まれません。

Q 1－6 市制度で定めた利率以外で融資することは可能か。

A 1－6 要綱で定めた融資利率以外での融資はできません。

Q 1－7 融資利率の適用期日はいつか。

A 1－7 原則として融資実行日とします。ただし、申込みから融資実行日までの間に融資利率が引き上げとなった場合は、金融機関の協力が得られれば、引き上げ前の金利で貸し付け実行することも差し支えありません。

II 普通資金

Q 2－1 融資利率の優遇条件「市外からの転入の場合」の確認書類とは？

A 2－1 市内に居住（法人については登記）してから1年以内であり、転入前における市外での居住（法人については登記）が連続して1年以上であることを確認できる書類が必要です。

（法人の場合）履歴事項全部証明書（移転日及び移転前の情報が確認できる書類）

（個人事業主の場合）戸籍の附票、住民票の除票等（転入日及び転入前の居住期間が確認できる書類）

III 開業資金

Q 3－1 5年を超えて個人で事業を行っていた人が、最近法人化した場合、「営業実績5年未満」に該当するのか？

A 3－1 法人化して事業形態が変わっても、事業期間は個人での事業期間から累積します。したがって、「営業実績5年未満」には該当しません。

Q 3 - 2 創業支援事業計画における認定特定創業支援等事業修了者とは？

A 3 - 2 特定創業支援等事業とは、宇部市または認定連携創業支援等事業者（宇部商工会議所、株式会社山口銀行、株式会社西京銀行、西中国信用金庫、日本政策金融公庫）が行う、1か月以上にわたる継続的な支援で1.経営、2.財務、3.人材育成、4.販路開拓の4つの知識が身につく事業を言います。具体的には、認定連携創業支援等事業者が行う個別指導（相談窓口の設置）、創業セミナー、起業塾を特定創業支援等事業としています。融資利率の優遇にあたっては、当該事業を終了したことを認定する市が発行する証明書が必要です。